新型コロナ感染拡大防止に関する在宅勤務に関する基本方針

目的

・緊急事態宣言解除後において、感染が収束することなく拡大傾向になりつつある。会社としては、安全配慮義務及び自主的に新型コロナ感染拡大防止の施策として、希望者に対し在宅勤務を認めることとする。

基本ルール

1　在宅勤務の申請は、1カ月毎とし、在宅勤務日は1日から可能とし、上限を設けない
2　業務の都合により、出社を命ずることがある
3　在宅勤務日はフレキシブルタイムを短縮する
　　フレキシブルタイム　8：30－10：00
　　15：00-19：30
4　いつでもWEB会議（顔出し必須）に応じられる状態におくこと
5　パジャマ禁止、呼び出されたらいつでも出社できる服装でいること
6　休憩時間は12時～13時を厳守すること
7　セキュリティ面に十分注意すること
8　「ながら」禁止（テレビ、お菓子、ラジオ、家事、お酒）
9　自宅以外のテレワーク禁止
10　WEBでの朝礼の参加必須（顔出し必須）（10時～）

2020年8月1日

小林労務
上村美由紀